

令和 7 年度安来市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザル実施の目的

令和 7 年度安来市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業支援業務を委託するにあたり、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度安来市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業支援業務

(2) 業務内容

再エネ地産地消による経済循環の官民連携勉強会の立ち上げ、再エネ導入による経済的・社会的メリットを享受し、さらなる導入につながる好循環をつくる理解促進イベントの実施を行う。それに必要な業務を委託するものである。

詳細は「令和 7 年度安来市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日まで

(4) 委託限度額

9,997,900 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 説明会

行わない

(6) 発注・契約方式

企画提案を受けた上で発注する。契約は、受託候補者と随意契約(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号)する。

(7) 契約保証金

免除する

(8) 前金払

可能(但し、受託候補者決定後に別途協議を行う。)

(9) 部分払

行わない

3. 参加資格

公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 安来市の入札参加資格を有していること

- (2) 経済産業省中国経済産業局管内（中国 5 県）に主たる事業所（本社・本店）を有し、かつ安来市、松江市、米子市のいずれかに営業所（本社・本店、支店等）を有すること。
- (3) 国税及び地方税について滞納がないこと
- (4) 次の各号に該当しない者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - ・参加意思表明書類の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、安来市から指名停止の措置をうけている者
 - ・破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - ・役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ・暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 過去 10 年間に、国又は地方自治体から元請けとして受託し、次のいずれかの業務実績を有すること。
- ・再生可能エネルギーの普及に係る調査、計画等策定
 - ・再生可能エネルギーの普及に係るセミナー、勉強会、イベント等の実施

4. 参加方法及びスケジュール

(1) スケジュール

ア 実施要領の配布期間	令和 7 年 5 月 19 日(月)～6 月 6 日(金)
イ 実施要領に関する質問期間	令和 7 年 5 月 19 日(月)～5 月 30 日(金)午後 4 時
ウ 上記質問書の回答	令和 7 年 6 月 3 日(火)午後 5 時
エ 参加意思表明書類提出期限	令和 7 年 6 月 6 日(金)午後 4 時
オ 参加決定通知	令和 7 年 6 月 11 日(水)予定

カ 提案書類提出期限	令和7年6月20日(金)午後4時
キ プレゼンテーションの実施	令和7年6月27日(金)予定
ク 選定結果の通知	令和7年6月30日(月)予定
ケ 業務委託契約	令和7年7月3日(木)締結予定

(2) 仕様書等の入手方法

仕様書、その他本プロポーザルに係る資料・様式は、安来市のホームページからダウンロードにより入手すること。<https://www.city.yasugi.shimane.jp/>

(3) 参加申込

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする場合は、次に定めるところにより参加意思表明書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第2号）

ウ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可）

エ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）※直近決算時のもの

オ 納税証明書（写し可。参加意思表明書類提出の前3ヶ月以内に発行された証明書で、国税および地方税の滞納がないことを示すものに限る。なお、都道府県税については、当該業務を主に担当しようとする事業所が属する都道府県のものを提出すること。）

カ 業務実施体制・配置予定者調書（様式第3号）

キ 誓約書（様式第4号）

(4) 参加意思表明書類の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル参加意思表明書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。（郵送の場合は書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前9時から午後4時までの間受付を行う。）

提出期限は令和7年6月6日(金)午後4時必着とする。

提出先は「10. 本件に関する問合せ先」と同じ。

(5) プレゼンテーション参加者の決定

プレゼンテーション参加者は、提出書類を審査した後に参加申込み者全員にその可否結果を通知する。但し、参加申込み者が5者以上あった場合は、本プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において「3. 参加資格（5）」による受託実績等により選定する。

5. 本件に関する質疑

(1) 本件に関する質疑については、公募型プロポーザル質問書（様式第5号）により受け付ける。

(2) 受付期間は、令和7年5月30日(金)午後4時必着とし、提出方法は、電子メール又はファクシミリとする。（電子メールアドレス及びファクシミリ番号は「10. 本件に関する

る問合せ先」を参照)

- (3) 受け付けた質疑に対しては、令和7年6月3日(火)までに安来市のホームページへの掲載をもって回答とする。

6. 提案書類の作成及び提出

プレゼンテーションへの参加決定の通知を受けた者は、提案書(様式第6号及び任意様式)及び参考見積書(様式第7号)を作成し、提出すること。

(1) 提出部数

正本1部、副本10部(副本はコピーで可)

(2) 提案書類の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。(郵送の場合は書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前9時から午後4時までの間受付を行う。)

提出期限は令和7年6月20日(金)午後4時必着とする。

提出先は「10. 本件に関する問合せ先」と同じ。

(3) その他

ア 提案書は様式第6号及び任意様式とする。

イ 任意様式は、原則A4判とし、縦置きか横置きかは問わないが、文字は横書きとする。ページ番号を付し、ホチキス止めすること。原則、両面印刷とする。

7. 受託候補者の選定

提案者のプレゼンテーションに基づき、委員会において総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 実施予定日時・場所

日時：令和7年6月27日(金)(予定)

会場：安来市役所安来庁舎(安来市安来町878番地2)

イ 出席者(入室者)

4名以内(統括責任者および主任担当者を含むこと。)

※別途通知に添付する「出席者の報告書」により事前に報告すること。

ウ プレゼンテーションの時間

1者あたり40分程度(提案は20分以内、質疑応答は20分程度)

エ その他

- ・プレゼンテーションでは、事前に提出する提案書に基づくものとし、新たな提案内容は盛り込まないこと。
- ・プロジェクター等を使用する場合は発注者においてパソコン、プロジェクター、ス

クリーン、接続ケーブルの準備を行うが、パソコンを持参し使用する場合はHDMI接続を考慮し準備すること。また、発注者の準備するパソコンを使用する場合はプレゼンテーションソフト「Microsoft PowerPoint」の使用を前提に準備すること。

・その他プレゼンテーションについての詳細事項は参加決定者に別途通知する。

(2) 評価

選定委員会では、別紙「評価基準」によりすべての提案者を評価するものとする。

評価の結果 100 点満点中 60 点以上の者の中で最高点の評価であった者を受託候補者とする。

(3) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を受託候補者とする。

(4) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の者を受託候補者とする。

(5) 選定結果は、企画提案書を提出した者すべてに対し、書面により結果通知するとともに、安来市のホームページにおいて公表する。

《公表事項》 受託候補者の名称及び次点の者の名称

(6) 選定結果に対する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

8. 契約の締結

審査結果通知後、受託候補者と契約締結を行うこととする。

なお、審査結果通知日から 10 日以内に契約締結が整わないときは、次点に選定された者と改めて契約締結手続きを行う。

9. その他

(1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出書類の受理後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

(4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、発注者は無断で本公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、安来市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) プレゼンテーションへの参加決定がなされなかった者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（土、日、祝日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。発注者は説明を求める書面を受け付けた日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。期限後の説明請求については受付しないものとする。

(6) 本プロポーザル提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を提案に用いた結果生じた事象に係る責任はすべて当該提案書等を作成した者が負うものとする。

10. 本件に関する問合せ先

安来市役所 市民生活部 環境政策課

所 在 地：〒692-8686 安来市安来町 878 番地 2

電 話：0854-23-3098

ファクシミリ：0854-23-3188

E メ ー ル：kankyou@city.yasugi.shimane.jp

(別紙)

令和7年度安来市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業支援業務
公募型プロポーザル選定 評価基準

評価項目	評価の視点		配点
A 会社概要・業務実績	1. 会社概要 ・本業務に携わる従業員数 ・統括責任者・主任担当者の実績経験及び資格 ・受託中の他業務の状況 2. 業務実績 過去10年間に、国又は地方自治体において、次のいずれかについて元請けとして実施した実績 ・再生可能エネルギーの普及に係る調査、計画等策定 ・再生可能エネルギーの普及に係るセミナー、勉強会、イベント等の実施		10
B 企画提案	項目1	業務に対する理解度 (経済産業省「令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の制度を理解しているか？安来市再生可能エネルギー地産地消ビジョンを踏まえた提案であるか？)	70
	項目2	提案の実現性 (業務実施体制、実施方法、スケジュール等は適切であるか？)	
	項目3	中長期的視点 (本年度のみならず、中長期的な視点を持ち、本市の施策等に整合した提案であるか？)	
C プレゼンテーション	プレゼンテーション・質疑応答 (本業務への意欲はどうか？実施にあたり、市、交流センター、学校等の職員、また、市民と適切なコミュニケーションが取れるか？)		10
D 費用	業務見積書の価格		10
合 計			100